

葉山町役場庁舎における通話録音装置の運用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、葉山町役場庁舎における通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めることにより、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪を防止し、及び職員への不当な圧力を排除することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。

(2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(設置の公表)

第4条 管理責任者は、町のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 管理責任者は、通話が記録された通話録音装置については、設置場所の施錠を行う等厳重に管理するものとする。

2 通話記録の保存期間は、録音又は記録された日から60日間とし、保存期間を経過したものの消去については、記録装置の上書き機能により行うものとする。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認められた場合は、この限りではない。

(苦情の処理)

第7条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。